## 随意契約結果書

-	
物品等の名称 及 び 数 量	令和7年度宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 林 正道 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)
契約締結日	令和7年4月1日
契約の相手方の 氏名及び住所	一般財団法人 不動産適正取引推進機構 (東京都港区虎ノ門3丁目8番21号)
契約金額	2,898,984円 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
予定価格	<ul><li>2,898,984円</li><li>※消費税及び地方消費税相当額を含む。</li></ul>
随意契約による こととした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備   考	

## 随意契約理由書

- 1. 件 名: 令和7年度宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務
- 2. 契約の相手方: 一般財団法人 不動産適正取引推進機構

## 3. 理由

宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務は、宅地建物取引業(以下「宅建業」という。)に係る免許事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。)及び47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に設置される宅地建物取引業免許事務処理システム(以下、本システムという)の専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。

免許行政庁が登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、 免許審査及び指導監督業務の適正化が図られ、宅地建物取引業者間における専任の宅地 建物取引士の名義貸し等の防止や、免許行政庁間で免許情報等が共有されるものである。 すべての免許行政庁が同一のシステムを活用する必要があるため、本システムの管理 ・運営については、国土交通省と 47 都道府県との間での取り決めにより、上記法人を管 理運営機関として決定しているものであることから、本業務については、一般財団法人 不動産適正取引推進機構が唯一の契約相手方であり、随意契約を締結するものである。

【根拠条文】 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号